公益財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程

昭和 53 年 10 月 24 日
財 世 保 規 程 第 4 号

（目　的）
第１条　この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の職員の退職金について必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の意義）
第２条　この規程において「退職の日」とは、職員が退職し、又は解雇された日をいう。
２　この規程において「給料月額」とは、当該職員の退職の日における公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月 31 日財世保規程第４号。以下「職員給与規程」という。）第６条第２項の給料表に定める額をいう。
（支給対象）
第３条　退職金の支給を受ける者は、財団に常時勤務する職員で、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年７月 19 日財世保規程第６号）第３条第１項に定めるものとする。ただし、財団の業務に従事する世田谷区職員の派遣に関して、世田谷区と財団との間において締結した協定に基づき、世田谷区から派遣された職員を除く。
一部改正［平成 17 年規程 2 号・22 年 3 号］
（退職金の支給）
第４条　退職金は、職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。
（遺族の範囲及び順位）
第５条　前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
（１）配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると理事長が認める二者間の関係をいう。）の相手方であった者
（２）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
（３）前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
（４）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しないもの
２　前項に掲げる者が、退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による、この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　退職金の支給を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

一部修正[令和５年度規程６号]

（遺族からの排除）

第５条の２　次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

（１）職員を故意に死亡させた者

（２）職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべきものを故意に死亡させた者

追加［平成19年規程１号］

（退職金の額）

第５条の３　退職した者に対する退職金の額は、次条から第９条までの規定により計算した退職金の基本額に第９条の２の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

２　前項の退職金の調整額は、同項の退職金の基本額が支給されない場合には支給しない。

追加［平成19年規程１号］　一部改正[平成22年規程３号]

（普通退職の場合の退職金の基本額）

第６条　次条第１項、第８条第１項、第９条に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）１年以上10年以下の期間については、１年につき100分の　50

（２）11年以上15年以下の期間については、１年につき100分の 107

（３）16年以上20年以下の期間については、１年につき100分の153

（４）21年以上25年以下の期間については、１年につき100分の 200

（５）26年以上30年以下の期間については、１年につき100分の134

（６）31年以上の期間については、１年につき100分の101

２　前項の規定により計算した金額が退職日給料月額に39.75を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職金の基本額とする。

一部改正［平成３年規程１号・19年１号・24年度７号］

（定年退職等の場合の退職金の基本額）

第７条　定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で職員就業規程第23条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、これらに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で第８条の２で定めるもの、同条で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者、又は死亡により退職した者に対して支給する退職金の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）１年以上10年以下の期間については、１年につき100分の　83

（２）11 年以上 15 年以下の期間については、１年につき 100 分の 157
（３）16 年以上 25 年以下の期間については、１年につき 100 分の 168
（４）26 年以上 34 年以下の期間については、１年につき 100 分の 154
（５）35 年以上の期間については、１年につき 100 分の 89

２　前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に 47.7 を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職金の基本額とする。

一部改正［昭和 58 年規程３号・平成３年１号・平成 12 年 7 号・平成 15 年３号
19 年１号・20 年１号・24 年度 7 号］

（事業縮小による退職等の場合の退職金の基本額）

第８条　次の各号の一に該当する職員に対する退職金の基本額は、前条に定める方法により計算した額とする。

（１）事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合により解雇された者
（２）業務上の傷病又は死亡（通勤災害による死亡を含む。）により退職した者

２　削除

３　削除

４　第１項第１号及び第２号の者について、第１項の規定により計算して得た退職金の基本額が退職の日におけるその者の基本給月額（職員給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額をいう。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職金の額とする。

（１）勤続期間１年未満の者 100 分の 270
（２）勤続期間１年以上２年未満の者 100 分の 360
（３）勤続期間２年以上３年未満の者 100 分の 450
（４）勤続期間３年以上の者 100 分の 540

一部改正［昭和 57 年規程２号・19 年１号］

（定年退職に準ずる退職等）

第８条の２　第７条第１項に規定する定年に達したことに準ずる理由により退職した者とは、退職の日の属する会計年度の末日（以下「会計年度の末日」という。）における年齢が 58 歳以上で退職した者（職員就業規程第 26 条第 1 号から第３号までの規定に該当して解雇された者を除く。）のうち、職員就業規程第 23 条に規定する定年退職日の前日までに退職したものをいう。

２　第７条第１項に規定するその他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者とは、次の各号に掲げる者とする。

（１）在職期間が 20 年以上で会計年度の末日の年齢が 55 歳以上 58 歳未満の者のうち、そのものの非違によることなく勧奨を受けて退職したもの又はこれに準ずる者と理事長

が認めて退職したもの

（２）在職期間が 25 年以上で会計年度の末日の年齢が 50 歳以上 55 歳未満の者のうち、そのものの非違によることなく勧奨を受けて退職したもの又はこれに準ずる者と理事長が認めて退職したもの

３　第７条第１項に規定する傷病により退職した者とは、職員となった日以後病気にかかり、又は負傷し、その結果として退職の日における傷病の程度が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 15 条第１項の厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の状態にあり、その職務の遂行に堪えず退職したものとする。

追加［平成３年規程１号・平成 12 年７号］

（定年前早期退職者に対する退職金の基本額に係る特例）

第８条の３　第７条第１項の規定に該当する者（前条第３項で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第８条第１項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する第７条、第８条第１項並びに次条第１項第１号及び第２号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第７条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の係る定年と退職の日の属する会計年度の末日との年齢の差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第８条の４第１項第１号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第８条の４第１項第２号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第８条の４第１項第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつその者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第５条から第７

		条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

追加［平成３年規程１号］一部改正[平成 19 年規程１号]

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の基本額に係る特例）

第８条の４　退職した者（第８条第４項の規定に該当する者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、第５条から第７条までの規定に係らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（１）その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由　　と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第６条から第８条までの規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

（２）退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職金の基本額が第６条から第８条までの規定により計算した退職金の基本額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

２　前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この規程の規定により、この規程の規定による退職金を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職金の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職金に係る退職の日以前の期間及び第１３条若しくは第１５条第１項の規定により一般の退職金の支給を受けなかったこと又は第１５条第２項の規定により一般の退職金の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職金の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職金に係る退職の日以前の期間

（これらの退職の日に職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

（１）職員としての引き続いた在職期間

（２）この規程の規定により職員として引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間又は引き続くものとみなされた在職期間

追加［平成 19 年規程１号］一部改正[平成 20 年規程１号・22 年３号]

（非違による勧奨を受けて退職した者に対する退職金）

第９条　第７条第１項及び第８条第１項の規定にかかわらず、職員が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて理事長が理事会の意見を聞き、退職金を支給せず、又は第６条の規定により計算した額から一部を減額した額をもって、その者の退職金の額とする。

一部改正［平成３年規程１号］

（退職金の調整額）

第９条の２　退職した者に対する退職金の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数（以下、「ポイント」という。）を合計したものに、第 5 項に定める退職金の調整額の単価を乗じて得た額とする。

（１）第１号区分　４００
（２）第２号区分　３００
（３）第３号区分　２１５
（４）第４号区分　１９０
（５）第５号区分　１７０
（６）第６号区分　１４８
（７）第７号区分　　０

２　前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合その他理事長が他に定める事由がある場合は、ポイントについて、理事長が定めるところにより必要な調整を行う。

３　第１項各号に掲げる職員の区分は、別表１のとおりとする。

４　第１項の評価期間とは退職（退職金の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。）をした者の基礎在職期間（第８条の４第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち、退職をした日の属する会計年度を含む２０年度間（退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から２月末日までである場合は２１年度間）をいう。

５　退職金の調整額の単価は、1,000 円とする。

６　前各項に定めるもののほか、退職金の調整額に関し必要な事項は、理事長が定める。

追加［平成 19 年規程１号］一部改正［平成 26 年度規程 6 号・令和元年度 6 号］

第 10 条　削除

（勤続期間の計算）

第 11 条　退職金の算定の基礎とする勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

２　前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。

３　前２項の規定による在職期間のうち休職月等が１月以上あったときは、その月数の２分

の１に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、３分の１に相当する月数）を在職期間から除算する。ただし、休職の場合においては理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

４　前各項の規定により計算した在職期間に１年未満の端月数がある場合には、６月以上はこれを１年とし６月未満はこれを切捨てる．ただし、第７条又は第８条の規定による退職金の基本額を計算する場合については、これを１年とする。

一部改正［平成 3 年規程 1 号・4 年 5 号・19 年 1 号・22 年 3 号・24 年度 7 号］

（休職等の場合の給料月額）

第 12 条　職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由により、その者の給料の一部又は全部を支給されない場合における退職金の計算の基礎となる給料月額は、当該理由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。

（懲戒による免職等処分を受けた場合等の退職金の支給制限）

第 13 条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職金の全部を支給しない。

（１）懲戒による免職等処分を受けて退職をした者

（２）禁錮以上の刑に処せられたことによる退職又は解雇

一部改正［平成 22 年規程 3 号］

（退職手当の支払い差止め）

第 14 条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職金の支払を差し止める処分を行うものとする。

（１）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

（２）退職をした者に対しまだ当該一般の退職金が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

追加［平成 22 年規程 3 号］

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職金の支給制限）

第 15 条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職金が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職金の全部を支給しない。

２　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第１号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継し

た者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（１）当該退職をした者が当該一般の退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒による免職等処分を受けたとき。

（２）当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒による免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

３　死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職金が支払われていない場合において、前項第２号に該当するときは、当該遺族に対し、同項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

４　第２項の規定により当該一般の退職金の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職金のうち、一般の退職金に相当する部分は、第６条の規定により計算した額を基準として算定する。

５　支払差止処分に係る一般の退職金に関し第２項又は第３項の規定により当該一般の退職金の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

追加［平成 22 年規程 3 号］

（退職をした者の退職金の返納）

第 16 条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職金が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、前条第２項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職金の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（１）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

（２）当該退職をした者について、当該一般の退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒による免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

追加［平成 22 年規程 3 号］

（遺族の退職金の返納）

第 17 条　死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の

退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該一般の退職金が支払われた後において、前条第１項第２号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から１年以内に限り、第１５条第２項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職金の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

追加［平成 22 年規程 3 号］

（口座振替による支払）

第 18 条　退職金は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

一部改正［平成 22 年規程第 3 号］

（委　任）

第 19 条　退職金支給手続き、その他この規程の実施に必要な事項については、別に理事長が定める。

一部改正［平成 22 年規程第 3 号］

別表１

区分	適用区分
第１号区分	局長
第２号区分	課長
第３号区分	課長補佐
第４号区分	係長
第５号区分	技能長
第６号区分	主任又は技能主任
第７号区分	１級職

一部改正［令和元年度規程第 6 号］

付　則

この規程は、昭和５３年１０月２４日から施行し、昭和５３年４月１日以降在職の職員について適用する。

付　則（昭和５７年３月３０日規程第２号）

この規程は、昭和５７年４月１日から施行する。

付　則（昭和５９年３月３１日規程第３号）

この規程は、昭和５９年４月１日から施行する。

付　則（平成３年９月４日規程第１号）

この規程は、平成３年１０月１日から施行する。

付　則（平成４年３月１１日規程第５号）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月１３日規程第７号）

この規程は、平成１２年１２月１３日から施行する。ただし、第８条の２第３項の規定は平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１５年１２月１１日規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規程」という。）第７条第１項又は第８条第１項の規定に該当する者のうち、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの間に退職したものの退職金については、これらの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額（改正後の規程第８条の３に規定するものについては、同条の規定により計算した額）に附則別表の勤続期間の欄に掲げる区分ごとに、同表の支給率の欄に定める数を乗じて得た額とする。

附則別表

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1年	1.45	19年	34.30
2年	2.90	20年	36.50
3年	4.35	21年	38.75
4年	5.80	22年	41.00
5年	7.25	23年	43.25
6年	8.70	24年	45.50
7年	10.15	25年	47.75
8年	11.60	26年	49.75
9年	13.05	27年	51.75
10年	14.50	28年	53.75
11年	16.70	29年	55.75
12年	18.90	30年	57.75
13年	21.10	31年	58.85
14年	23.30	32年	59.95
15年	25.50	33年	60.45
16年	27.70	34年	60.70
17年	29.90	35年以上	60.95
18年	32.10		

附　則（平成１７年３月３１日規程第２号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年２月２２日規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年２月２２日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規程」という。）第５条の３（退職金の調整額に係る部分に限る。）、第８条の４の規定は、平成１９年４月１日以降の退職に係る退職金について適用する。

３　職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成１９年３月３１日までの間に退職する場合における改正後の規程第６条、第７条、第８条第１項及び第８条の３の規定の適用については、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条第１項	に、その	を、1,０００分の９９１で除して得た額（１００円未満の端数はこれを切り捨てる。）に、その
第６条第２項、第７条第１項及び第２項	退職日給料月額	退職日給料月額を1,０００分の９９１で除して得た額（１００円未満の端数はこれを切り捨てる。）
第８条の３表及び第７条の項	退職日給料月額及び退職日給料月額	退職日給料月額を1,０００分の９９１で除して得た額（１００円未満の端数はこれを切り捨てる。）及び退職日給料月額を1,０００分の９９１で除して得た額（１００円未満の端数はこれを切り捨てる。）

４　平成１９年４月１日に在職する職員には、昭和６２年度から平成１８年度までのその職員の在職期間に応じて、改正後の規程第９条の２の規定を適用したならば付与されることとなるポイントを同日に付与する。

５　平成１９年４月１日以降に退職する者（改正後の規程第６条第１項の規程に該当する者を除く。）の改正後の規程第９条の２第１項の規定により合計したポイント（以下「合計ポイント」という。）が、次の表の左欄に掲げるその者が退職した日の属する会計年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその者の基礎在職期間（改正後の規程第８条の４第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の区分ごとに定めるポイントに達しないときは、改正後の規程第９条の２第１項の規定にかかわらず、当該ポイントをその者の合計ポイントとする。

会計年度	基礎在職期間						
	１８年未満	１８年以上	２０年以上	２２年以上	２４年以上	２６年以上	２８年以上

		２０年未満	２２年未満	２４年未満	２６年未満	２８年未満	
平成１９年度	０	５００	６００	７００	８００	９００	1,０００
平成２０年度	０	４００	４８０	５６０	６４０	７２０	８００
平成２１年度	０	３００	３６０	４２０	４８０	５４０	６００
平成２２年度	０	２００	２４０	２８０	３２０	３６０	４００
平成２３年度	０	１００	１２０	１４０	１６０	１８０	２００

６　改正後の規程第９条の２第５項に規定する退職金の調整額の単価は、その者が退職した日における職員給与規程の規定による地域手当の支給割合が、次の表の左欄に掲げる割合である場合は、改正後の規程第９条の２第５項の規定にかかわらず、当該右欄に定める額とする。

１００分の１３	１８０円
１００分の１４.５	４４０円
１００分の１５	５２０円
１００分の１６	６８０円
１００分の１７	８６０円

７．基礎在職期間の初日が施行日前である者の改正後の規程第８条の４第１項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成１９年４月１日以後の期間に限る。）」とする。

８．附則第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成２０年３月２６日規程第１号）

（施行期日）

１．この規程は平成２０年４月１日から施行する。ただし、第８条の４第１項の改正規定及び附則第５項の規定は平成２０年３月２６日から施行する。

（経過措置）

２．この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規程」という。）第７条第１項及び第８条第１項の規定に該当する者のうち、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額は、これらの規定にかかわらず、退職日給料月額（改正後の規程第６条第１項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）（改正後の規程第８条の３の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）１年以上１０年以下の期間については、１年につき１００分の１４０

（２）１１年以上１５年以下の期間については、１年につき１００分の２００

（３）１６年以上２５年以下の期間については、１年につき１００分の２０５

（４）２６年以上３０年以下の期間については、１年につき１００分の２００

（５）３１年以上３２年以下の期間については、１年につき１００分の１３０

（６）３３年以上の期間(次号に掲げる期間を除く。)については、１年につき１００分の１００

（７）３４年以上の期間については、１年につき１００分の５５

３．前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額（改正後の規程第８条の３の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額に、５９．２を乗じて得た額を超える場合は、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

４．前２項の規定は、改正後の規程第８条の４第１項に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

（財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程の一部を改正する規程の一部改正）

５．財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程の一部を改正する規程（平成１９年２月２２日財世保規程第１号）の一部を次のように改正する。

附則第６項の表中「１００分の１４」を「１００分の１４．５」に、「３６０円」を「４４０円」に改める。

附　則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 3 号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 8 日規程第 7 号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２５年４月１日（以下、「施行日」という。）から施行する。

（退職金の基本額にかかる経過措置）

２　この規程による改正後の退職金規程（以下、「改正後の規程」という。）第６条第１項の規定に該当する者のうち、施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間（以下、「経過措置期間」という。）に退職した者に対して支給する退職金の基本額（改正後の規定第５条の３に規定する退職金の基本額をいう。以下同じ。）については、改正後の規程第６条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の額とする。

（１）施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間　退職日給料月額（改正後の規程第６条第１項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第１の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

（２）平成 26 年 4 月 1 日日から平成 27 年 3 月 31 日までの間　退職日給料月額（改正後の規程第６条第１項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第２の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

３　改正後の規程第７条第１項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職した者に対

して支給する退職金の基本額については、これらの規程にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の基本額とする。

（１）施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間　退職日給料月額（改正後の規程第８条の３に規定に該当する者にあっては、同条の規程により計算した額。以下、「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第３の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

（２）平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間　退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第４の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

４　前２項の規定は、改正後の規程第８条の４第１項、第９条及び第１５条第４項の規定に該当する者に対して支給する退職金の基本額の計算について準用する。

（平成２５年４月１日以後に退職する者に支給する退職金の調整額に係る経過措置）

５　退職した者が職員退職金規程（平成２４年度公財世保第８号）による改正前の第９条の２第１項及び第２項の規定により付与したポイント（以下、「確定ポイント」という。）を有する場合であって、確定ポイントに第９条の２第５項に定める退職金の調整額の単価（以下、「旧調整額」という。）が同条第１項の規定により計算した退職金の調整額（次項の規定に該当する者にあっては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、第９条の２第１項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職金の調整額とする。

６　第９条の２の規定の適用を受けるもので、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職した者のポイントについては、同条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

（１）平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める点数

ア　第１号区分　　２８０
イ　第２号区分　　２２６．７
ウ　第３号区分　　１７３．４
エ　第４号区分　　１２１．７
オ　第５号区分　　１０１．７
カ　第６号区分　　９０
キ　第７号区分　　７６．７
ク　第８号区分　　零

（２）平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める点数

ア　第１号区分　　３２０
イ　第２号区分　　２６３．４
ウ　第３号区分　　２０６．７

エ　第４号区分　　１５３．４
オ　第５号区分　　１３３．４
カ　第６号区分　　１２０
キ　第７号区分　　１０３．４
ク　第８号区分　　零

7　平成２５年４月１日以後に退職（第６条第１項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成１９年度以前において職員給与規程別表第６に定める給料（２）（以下、「給料表（２）」という。）の適用を受け、かつ、第９条の２第１項第８号に掲げる区分に該当する期間（以下、「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間１年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数（当該対象期間中に第９条第４項に規定する休職月等がある場合及び理事長が定める事由がある場合にあっては、職員退職金規程で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した点数に単価を乗じて得た額をその者の退職金の調整額に加算する。

（１）　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間　　２０
（２）　平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間　　４０
（３）　平成２７年４月１日以後の期間　　６０

8　前項の場合において、その者が対象お期間中に給料表（２）の職務の級が２級（平成１７年３月３１日以前の期間にあっては、３級）以上であった期間を有するときは、対象期間１年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数（当該対象期間中に第１１条第３項に規定する休職月等がある場合、理事長が必要な調整を行うことができる点数）をそれぞれ合計した点数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職金の調整額に加算する額に加算する。

（１）平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間　　６．７
（２）平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間　　１３．４
（３）平成２７年４月１日以後の期間　　２０

附則別表第１（附則第２項関係）

勤続期間	支給率
１年	0.83
２年	1.66
３年	2.50
４年	3.33
５年	4.16
６年	5.00
７年	5.83
８年	6.66
９年	7.50

１０年	8.33
１１年	9.61
１２年	10.90
１３年	12.18
１４年	13.46
１５年	14.75
１６年	16.26
１７年	17.78
１８年	19.30
１９年	20.81
２０年	22.33
２１年	24.13
２２年	25.93
２３年	27.73
２４年	29.53
２５年	31.33
２６年	33.00
２７年	34.66
２８年	36.33
２９年	38.00
３０年	39.66
３１年	41.11
３２年	42.56
３３年	44.01
３４年	45.46
３５年	46.91
３６年以上	47.08

附則別表第２（附則第２項関係）

勤続期間	支給率
１年	0.66
２年	1.33
３年	2.00
４年	2.66
５年	3.33
６年	4.00
７年	4.66

８年	5.33
９年	6.00
１０年	6.66
１１年	7.88
１２年	9.10
１３年	10.31
１４年	11.53
１５年	12.75
１６年	14.28
１７年	15.81
１８年	17.35
１９年	18.88
２０年	20.41
２１年	22.36
２２年	24.31
２３年	26.26
２４年	28.21
２５年	28.21
２６年	30.16
２７年	33.23
２８年	34.76
２９年	36.30
３０年	37.83
３１年	39.08
３２年	40.33
３３年	41.58
３４年	42.83
３５年	44.08
３６年以上	44.16

附則別表第３（附則第３項関係）

勤続期間	支給率
１年	1.21
２年	2.43
３年	3.65
４年	4.86
５年	6.08

６年	07.30
７年	08.51
８年	09.73
９年	10.95
１０年	12.16
１１年	13.98
１２年	15.80
１３年	17.61
１４年	19.43
１５年	21.25
１６年	23.16
１７年	25.08
１８年	27.00
１９年	28.91
２０年	30.83
２１年	32.75
２２年	34.66
２３年	36.58
２４年	38.50
２５年	40.41
２６年	42.28
２７年	44.15
２８年	46.01
２９年	47.88
３０年	49.75
３１年	51.28
３２年	52.81
３３年	54.35
３４年	55.28
３５年以上	55.98

附則別表第４（附則第３項関係）

勤続期間	支給率
１年	1.03
２年	2.06
３年	3.10
４年	4.13

５年	5.16
６年	6.20
７年	7.23
８年	8.26
９年	9.30
１０年	10.33
１１年	12.06
１２年	13.80
１３年	15.53
１４年	17.26
１５年	19.00
１６年	20.83
１７年	22.66
１８年	24.50
１９年	26.33
２０年	28.16
２１年	30.00
２２年	31.83
２３年	33.66
２４年	35.50
２５年	37.33
２６年	39.06
２７年	40.80
２８年	42.53
２９年	44.26
３０年	46.00
３１年	47.56
３２年	49.13
３３年	50.70
３４年	51.96
３５年以上	52.76

附　則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 2 年 2 月 28 日規程第 6 号）

この規程は令和 2 年 2 月 28 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和６年３月８日規程第６号）

この規程は令和６年４月１日から施行する。